

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

放課後等デイサービス

कोरोレ東川

1. 総則

कोरोレ東川（以下「施設」という）は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品等の管理を適正に行い、当施設において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備する事を目的に指針を定め、利用者の安全確保を図る事とする。

2. 平常時の衛生管理

(1) 施設内の衛生管理

環境の整備、排せつ物の処理等につて、次のとおり定める。

ア 環境の整備

施設内の環境の清潔を保つために、以下の事項について徹底する。

- (ア) 整理整頓を心掛け、こまめに清掃を行う事。
- (イ) 清掃については、床の消毒は必ずしも必要としないが、1日1回湿式清掃し、乾燥させる事。
- (ウ) 使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄、乾燥させること。
- (エ) トイレなど、利用者が触れた設備（ドアノブ、取っ手など）は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行うこと。

イ 排せつ物の処理

排せつ物の処理については、以下の2点を徹底すること。

- (ア) 利用者の排せつ物・吐しゃ物を処理する際には、手袋やマスクをすること。
- (イ) 処理後は十分な手洗いや手指の消毒を行うこと。

(2) 日常のケアにかかる感染対策

ア 標準的な予防策として以下の2点を徹底する

- ① 適切な手洗い
- ② マスク・エプロンなどの装着

3. 日常の観察

職員は以上の兆候を出来るだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子、大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる通所者の健康状態の異常を発見したら、直ちに管理者に報告すること。

- ① 発熱 ③ 下痢 ⑤ 発疹（皮膚の異常）
- ② 嘔吐 ④ 咳

4 職員の健康管理

- ア 職員は年1回健康診断を受ける
- イ インフルエンザワクチン等の予防接種を受ける
- ウ 下痢や発熱、風邪症状をきたしたら管理者に申し出る
- エ 職員が感染症を患っている場合は、感染経路の遮断のため完治までは適切な処置を講じる

5 感染症発生時の対応

(1) 感染症発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること。

- ア 職員が利用者の健康管理上、感染症や、食中毒を疑った時は速やかに利用者と職員の症状の有無について管理者に報告すること。
- イ 管理者は(1)について職員から報告を受けた場合、施設内の職員に必要な指示を行うとともに、受診状況と診断名、検査、治療の内容についての聞き取りをすること。

(2) 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

職員

- (ア) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- (イ) 医師や看護師の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行うこと。
- (ウ) 医師や看護師の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離を行う。

管理者

協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼したり、指示を受けること。

附則

このマニュアルは、平成30年4月1日から施行する